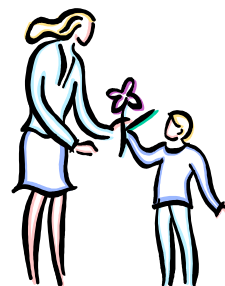
 医療法人タピック
沖縄リハビリテーションセンター病院

入院のご案内



目次

I、	入院に関する必要事項	
	1. 入院手続き	1
	2. 持参品	1
	3. お見舞いについて	1
	4. 付き添い	1
	5. 電話の取り次ぎ	2
	6. 入院費	2
	7. 高額療養費制度について	3
	8. 病衣の自己負担について	5
	9. 退院	5
	10. その他	5
II、	病棟での入院生活について	
	1. 病棟での日課	6
	2. 食べ物に関する注意事項	6
	3. 衣服について	6
	4. オムツについて	7
	5. 入浴について	7
	6. 散髪について	7
	7. 外出・外泊について	7
	8. 禁煙について	7
	9. 飲酒について	8
	10. ゴミ箱について	8
	11. 電家製品の持込について	8
	12. ルーム移動について	8
	13. 郵便物の取り扱いについて	9
	14. 避難について	9
	15. 病室前のお名前表示について	9
	16. ご意見箱の設置について	9
	17. その他連絡事項	9
III、	回復期リハビリテーション病棟のご案内	
	1. リハビリテーション計画書作成のために	10
	2. 自立に向けたリハビリテーションのために	10
	3. 家屋調査	10
IV、	協力願い	
	1. 保険証の提示	11
	2. 医療ソーシャルワーカー	12
V、	特記事項	
	1. 入院中の他医療機関への受診について	13
	2. 転倒の可能性について	13
	3. 個人情報の保護について	14
VI、	医療法人タピック理念など	
	1. 医療法人タピック理念	16
	2. 医療法人タピックが目指す7つのリハビリテーションと 回復期リハビリテーション病棟の基本姿勢	16
	3. 職業倫理	17
	4. 患者さんの権利・患者さんの責務	17



I. 入院に関する必要事項

1. 入院手続き

入院手続きには、**保険証(介護保険証含む)**と**印鑑**が必要です。

※「入院契約書」「病衣使用届け」「入院患者様の個人情報取り扱いについて」を記入し、入院当日に医事課受付へご提出お願いします。

手続き等が終わりましたら、看護師が病棟までご案内します。

2. 持参品

★個人用物品は全て氏名を記入して下さい。

- | | | |
|--|--------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 洗面用具 | <input type="checkbox"/> タオル | <input type="checkbox"/> バスタオル |
| <input type="checkbox"/> コップ（洗面用とは別に湯のみをご用意ください） | | <input type="checkbox"/> 動きやすい履物 |
| <input type="checkbox"/> おむつ（必要時） | <input type="checkbox"/> ティッシュペーパー | <input type="checkbox"/> 普段着 |
| <input type="checkbox"/> ペットボトルの水（薬内服用） | <input type="checkbox"/> 洗濯物入れ（カゴなど） | <input type="checkbox"/> 義歯入れ(義歯の人) |
| <input type="checkbox"/> エプロン | | |

（食べこぼしの多い方は使用しますので準備してください。1階売店で販売しています）

※ 貴重品や不必要品は持ち込まないで下さい。万一紛失しても、病院は責任を負いかねます。

※ 床頭台の鍵貸出を行っています。病棟スタッフへ申し出てください。

※ 現在使用または飲んでいる薬がありましたら、入院時全て持参願います。

3. お見舞いについて

ご面会の方は1階総合受付にお声かけください。

※尚、個人情報保護の観点から患者さまが入院されているかどうかのお問い合わせについては、入院時に記載して頂く「入院患者様の個人情報取り扱いについて」に沿ってお答えさせていただきます。

●面会時間

面会時間は、下記時間帯でお願いいたします。

9:00 ~ 20:00 迄

4. 付き添い

当院では原則として付き添い人はつけておりません。

ただし、患者様の状況によっては協力願いとして、付き添いを願いますこともあります。

5. 電話の取り次ぎ

- 1) 電話の取り次ぎは急用以外、ご遠慮下さい。
- 2) 夜間及び祝祭日の電話連絡は、下記の各ホール直通番号へおかけ下さい。

4階 ゆいんちホール	098-982-1781
5階 はいさいホール	098-982-1782
6階 ちゅうらうみホール	098-982-1783
7階 ていーだホール	098-982-1784

6. 入院費

- 1) 医療費（各保険の負担割合により請求致します）
一ヶ月（30日間）の入院費用の目安は下記のとおりです。（食事代、病衣代を含みます）

一般 (3割負担)	老人医療 (1割負担)			老人医療 (3割負担)
40万～50万	一般	減額認定区分Ⅱ	減額認定区分Ⅰ	13万円
	8～9万	5～6万	3～4万	

※1. 一般（3割負担）の方で手術を受けられる方は、上記の予定入院費に手術費分、負担増となります。また、**高額療養費**や**限度額適用認定証**の申請を行うことで、負担が軽減される制度もございます。**高額療養費・限度額適用認定証**は、保険者窓口への申請が必要です。

*詳しくは1階受付窓口へお尋ねください

- 2) 室料差額

個室利用を希望なされる場合は、室料（部屋代）を負担して頂きます。

413・415・416・418・420・421・422・423・425号室 513・515・516・518・520・521・522・523・525号室 613・615・616・620・621・622・623・625号室 713・715・716・718・720・721・722・723号室	1日 3,240円 (税込み)
417号室 ・ 517号室	1日 4,320円 (税込み)
617号室 ・ 717号室	1日 10,800円 (税込み)

- 3) 入院費は、月末締め翌月（10日）請求となっております。
毎月10日（日曜・祝日の場合はその前日又は翌日）に請求書を配布しますので、1階自動精算機で毎月20日までにお支払下さい。
- 4) 退院される方は、退院時に請求書をお渡しいたします。
当日、1階自動精算機でお支払下さい。
- 5) クレジットカードによるお支払いについては、1F会計窓口へお支払カードをご提示下さい。
*詳しくは会計窓口へお尋ねください

7. 高額療養費制度について

70歳未満の自己負担限度額(月額)

所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分ア (標準報酬月額 83 万円以上の方) (報酬月額 81 万円以上の方)	252,600 円+(総医療費－ 842,000 円)×1%	140,100 円
②区分イ (標準報酬月額 53 万～79 万円の方) (報酬月額 51 万 5 千円以上～81 万円未満の方)	167,400 円+(総医療費－ 558,000 円)×1%	93,000 円
③区分ウ (標準報酬月額 28 万～50 万円の方) (報酬月額 27 万円以上～51 万 5 千円未満の方)	80,100 円+(総医療費－ 267,000 円)×1%	44,400 円
④区分エ (標準報酬月額 26 万円以下の方) (報酬月額 27 万円未満の方)	57,600 円	44,400 円
⑤区分オ(低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課 税者等)	35,400 円	24,600 円

★高額長期疾病患者（慢性腎不全、H I V、血友病の患者）：自己負担限度額（月）は
1万円。ただし、人工透析を要する上位所得者（標準報酬月額 53 万円以上）は2万円。

(1)70歳未満の自己負担限度額は、①医療機関ごと、②医科・歯科別、③入院・外来別に適用

(2)多数該当：直近1年間における4回目以降の自己負担限度額(月額)

(3)転院されてくる患者様へ **21000円以上の支払いが月2件以上ある場合→世帯合算**

同一月、同一世帯での医療機関への支払った自己負担額が21000円以上のものが2件以上ある場合は、世帯内(一人の場合での可)で合算することができ、その合計額が自己負担限度額を超えると払い戻しを受けられます。詳細は管轄の市町村か当院医事課までお声掛け下さい。

70歳以上の自己負担限度額(月額)

被保険者の所得区分	自己負担限度額		
	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯)	
①現役並み所得者 (標準報酬月額 28 万円以上で高齢受給者証の負担割合が 3 割の方)	44,400 円	80,100 円+(医療費-267,000 円)× 1% [多数該当 : 44,400 円]	
②一般所得者 (①および③以外の方)	12,000 円	44,400 円	
③低所得者	8,000 円	Ⅱ(※1)	24,600 円
		I(※2)	15,000 円

※1 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

※2 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

注)現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

<多数該当について>

高額療養費として払い戻しを受けた月数が 1 年間(直近 12 ヶ月間)で 3 月以上あったときは、4 月目から自己負担限度額がさらに引き下げられます。

なお、70 歳以上 75 歳未満の高齢受給者の多数該当については、通院の限度額の適用によって高額療養費を受けた回数は考慮しません。

※多数該当は同一保険者での療養に適用されます。国民健康保険から協会けんぽに加入した場合など、保険者が変わったときは多数該当の月数に通算されません。

※多数該当は同一被保険者で適用されます。退職して被保険者から被扶養者になった場合などは、多数該当の月数に通算されません。

転院されてくる患者様へ

同一月、同一世帯での医療機関への支払った自己負担額が 2 件以上ある場合は、世帯内(通院については個人ごと)で合算することができ、その合計額が自己負担限度額を超えると払い戻しを受けられます。

詳細は管轄の市町村か当院医事課までお声掛け下さい。

8. 病衣の自己負担について

病院指定の病衣を使用する場合は、入院料とは別に料金が発生します。
所定用紙で届出をして下さい。

1) 料金：1日につき、130円（消費税込）

※「病衣使用届け」をご提出ください。

※ご請求は、入院費と一緒に清算させていただきます。

2) 病衣から私服に変更したにもかかわらず、病衣の使用中止届出がない場合は、原則として病院指定の病衣を継続使用したのものとして取り扱います。

3) 手術予定のある患者様は、手術予定日の前後数日は、治療上病院指定の病衣を着衣して頂きます。（使用料金は患者様負担となります。）

※月越え、請求書発行後の変更・払い戻しは致しかねますのでご了承ください。

9. 退院

退院は原則午前10時となっております。

時間までに荷物の整理、お支払いなどをお済ませ下さい。

10. その他

1) 患者様からの心付けは一切ご辞退申し上げます。ご協力お願いいたします。

2) 備品・物品を破損した場合は、実費を徴収することもあります。

Ⅱ. 病棟での入院生活について

1. 病棟ホールでの日課

午前		午後	
6:00	起床・検温・採血	14:00	臨時検温
8:00	朝食	18:00	夕食
9:00	臨時検温	21:00	消灯（テレビ等の観覧終了）
12:00	昼食		

※上記以外に、個人別に検査や処置、リハビリ、カンファレンス、入浴などが加わります。

2. 食べ物に関する注意事項

★入院中、患者様は医師の指示により栄養士が献立した治療食（高血圧食や糖尿病食など）を摂っていただいております。

病院でお出しする以外の食べ物（差し入れや持ち込み）につきましては、医師・看護師・栄養士へご相談ください。

また、他の患者様への差し入れもご遠慮下さい。

※尚、病棟での自炊は禁じています。

★食事を欠食する場合届出が必要です。

欠食の届出は下記の時間までに病棟看護師に届出をして下さい。

朝食 前日の 17:30 まで

昼食 当日の 10:30 まで

夕食 当日の 16:30 まで

※患者様のご都合（外出・外泊・体調不良等）による欠食についても上記のとおり届出が必要です。

※上記の時間内に届出がない場合、患者様負担として請求させていただきますので、ご了承ください。

3. 衣服について

★当院では、日常生活への復帰を目指しています。そのため、生活にメリハリをつけていただくよう病衣とは別に、日中は極力、普段着（私服）へ着替えていただくことを推奨しておりますので、ご協力ください。

★洗濯干し場がない為、自宅に持ち帰るか、病棟用の乾燥機（有料）をご利用下さい。

★自宅等での洗濯が困難な方にはクリーニング業者の紹介も行っています。

金武クリーニングサービス 098-983-2268

月額：3,000円（業者と直接契約）

4. オムツについて

★オムツはずしを心掛けていますが、必要な期間のオムツの補充等は、よろしくお願ひします。

5. 入浴について

★基本的に週3回です。

※自分で入られる方、ご家族の協力があられる方は、その限りではありません。

※病状によっては毎日入浴の方もいます。

※着替え・バスタオル等は、その都度補充をよろしくお願ひします。

※入浴時間：自立の方 9：00～21：00、介助が必要な方：9：00～16：00

6. 散髪について

★毎月各病棟に散髪屋さんが来ます。ご希望の方は直接散髪屋さんにお問ひ合わせください。
尚、料金については、当日散髪屋さんへのお支払となります。

7. 外出・外泊について

★自宅退院に向けて、外出・外泊をしていただくことがあります。

★外出・外泊時は医師の許可が必要なので、「外出・外泊許可願用紙」に記入して許可をもらって下さい。

★外泊時、必要によっては自宅での生活状況について、外泊チェック表への記入をお願いすることがあります。その際は、外泊チェック表への記入を行い看護師へ渡して下さい。

8. 禁煙について

★当院の敷地内全面禁煙です。ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

- 人体への影響
- 火災発生への懸念

たばこに起因する危険に危機感もあり、平成15年5月1日施行の受動禁煙の防止を定めた健康増進法に伴い、平成20年4月1日より、すべての職員・患者さんを含め禁煙活動を行っております。

9.飲酒について

- ・ 院内風紀や治療を行うという観点から、飲酒および酒類の持ち込みについても固く禁じております。また、外出・外泊等の飲酒もご遠慮下さい。

※場合によっては、退院していただくことがあります。

10.ゴミ箱について

- ・ 各病棟の食堂（ダイルーム）に可燃物入れと不燃物入れを置いております。病室内には、可燃物入れのゴミ箱を置いておりますので、ご利用ください。定期的に係の者が回収します。可燃物と不燃物は分けてください。

※ご不明な点等がございましたらナースステーションへお尋ねください。

11.電化製品の持込みについて

★電化製品の持込みは、原則として禁止しております。

どうしても必要な場合は、当院指定の「物品持込み許可願」記入の上、病院長の許可が必要となります。

※テレビの持ち込みについて

当院では、テレビの持ち込みは原則禁止となっております。

テレビ持込む場合、400円（1日当たり）の「持ち込み使用料」を入院費とは別に請求が発生致します。持ち込み開始日から退院までの日割りでの計算となり、月末締めで入院費と併せてお支払いいただきます。

※院内における盗難・紛失等につきましては、当院での責任は負いかねます。

★携帯電話については持ち込み可能です。

携帯電話（PHSを含む）の使用については、各ホール（病棟）内でマナーモードに切り替えるか、電源をお切り下さい。通話が可能な場所はダイルームと個室となり、それ以外の場所での通話は遠慮願います。メールの使用に制限はありませんが、医療機器の半径1メートル以内での使用はご遠慮下さい。

※通話は他の方のご迷惑にならないように、周囲の状況にご配慮願います。

万一、苦情報告がありました場合は、ご使用を停止していただく事があります。

12.ルーム移動について

★患者様の病状の変化やその他の事情により、入院中お部屋を移動していただくことがあります。

13.郵便物の取り扱いについて

- ・患者様の郵便物は病室までお届けいたします。
- ・郵便物の宛先には「病棟、病室、患者名」をお書きください。
- ・退院後に届いた郵便物は、入院時にお伺いしている住所に転送（着払い）いたします。
- ・書留郵便物及び小包等は、病棟を通じてご連絡いたしますので、印鑑をご持参のうえ、3F 管理室にてお受け取りください。

※詳しくはナースステーションへお尋ねください

14.避難について

非常時の避難

- 1) 火災、震災、風水害など非常事態の発生時には、まず院内放送で現在の状況や避難経路・避難方法などをお知らせしますので、院内放送にご注意下さい。
- 2) 非常時においては職員が避難誘導しますので、ご自分で避難できる方は職員の指示に従って避難されるようお願い致します。
- 3) 非常口へは、タオル等で口や鼻を押さえ、姿勢を低くして避難して下さい。
- 4) **非常口・避難経路**については、各フロア・病室に掲示してありますので必ずご確認ください。

15.病室前のお名前表示について

- ・入院時に記載して頂く「入院患者様の個人情報取り扱いについて」において、患者様のご意向に沿って対応させていただきます。

16.ご意見箱の設置について

- ・各病棟にご意見箱を設置しております。
当院をご利用いただいている患者さんやご家族の方々がお気づきになられたことをお聞かせ頂き、改善に努めていきたいと考えております。どうぞ ご意見やご質問をお寄せ下さい。

17.その他連絡事項

※持ち物には必ずお名前をご記入下さい。

※忘れ物は、各病棟ホールに一旦お預かりしますが、1週間以内に受け取って下さい。
(期間が過ぎたものは処分いたします)

※書類（診断書等）の作成依頼は1階受付窓口となっております。
病棟への書類のお預けはご遠慮下さい。

Ⅲ. 回復期リハビリテーション病棟のご案内

回復期リハビリテーション病棟とは「寝たきりの予防」「ADL^①の向上」「自宅復帰」を目的としている病棟です。退院後の「寝たきり化」を防ぎ、介護が必要な場合でも、介護負担を軽減し、「自宅復帰」を可能にするため、以下の点に重点を置いています。

①ADL：日常生活で行われている動作。食事・排泄・入浴・更衣・整容など。

1. リハビリテーション計画書作成の為に

患者様、ご家族、職員が目標を一つにしたリハビリテーションを実施するために、入院時より、定期的（月1回）に、患者様、ご家族との話し合いを持ちたいと思います。

※日程調整については、病棟担当よりご連絡さしあげます。

2. 自立に向けたリハビリテーションの為に

ADLの自立のため、訓練室だけでなく、病室内でもリハビリを実行していくことが大切です。訓練室内で一生懸命にリハビリをしても、病室で寝て過ごしては効果が上がりません。

※病棟では、患者様各々のレベルに合わせた生活の援助を行っていきます。

援助内容

※食事は離床し、患者様同士の交流も兼ね、食堂（デイルーム）で行います。

※「自分で食べる」ための援助を行います。

※「トイレでの排泄」を目指して援助をします。

※「昼間は日中着」で過ごせるよう援助します（普段着を準備して下さい）

※洗面や歯磨きなど、「身だしなみを整える」援助をします。

※食堂（デイルーム）、トイレ、洗面所への移動は、できるだけ「歩いて」いけるよう援助をしています。

※できるだけ早い段階から車いすをはずし、日常生活の中の移動場所で歩行練習を行っていきます。

（お使いいただいている車いすは公共のもので個人専用ではありませんのでご了承ください。）

3. 家屋調査

必要に応じて、家庭訪問を行い、玄関やトイレ・風呂場など家屋状況を確認します。

※入院時訪問、退院前訪問

患者の能力に合わせた、安全で生活しやすい環境、また介護されるご家族の負担も考えたアドバイスを行います。

IV. 協力願い

1. 保険証の提示

- 1) 入院日には必ず保険証(介護保険証含む)をご提示ください。
- 2) 入院中は、毎月1回忘れずに1階受付へご提示ください。
- 3) 下記保険証等を取得された場合及び保険証の変更があった場合は、速やかに1階受付へご提示ください。
- 4) 保険証の切替中の場合も、1階受付へお申し出ください。

※入院診療費算定後（請求書発行後）の届出については変更・払戻致しかねます。

<保険手帳>

- ・国民健康保険被保険者証（国保）
- ・国民健康保険退職被保険者証（国保）
- ・健康保険被保険者証（社保） *カード式もあります。
- ・市町村職員共済組合・組合員証（社保）
- ・後期高齢者医療被保険者証（国保・社保共通）
- ・国民健康保険高齢受給者証（国保） *70歳以上～75歳未満
- ・健康保険高齢受給者証（社保） *70歳以上～75歳未満

<減額認定>

- ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（国保） *高齢者以外の場合
- ・健康保険限度額適用認定証（社会保険にも適用あり）

<その他保険>

- ・特定疾患医療受給者証（一部自己負担）（全額自己負担）
- ・介護保険被保険者証・身体障害者手帳
- ・または、自賠責保険（交通事故）・労働災害保険・育成医療・更生医療・那覇市重度・結核予防法・生活保護法の方はお申し出ください。

2. 医療ソーシャルワーカー

当院には医療ソーシャルワーカー（相談員）がおります。

医療ソーシャルワーカーは、病気やケガがもとに起こる患者様のさまざまなご相談事に、社会福祉の立場から援助していくスタッフです。

内容によって医師や看護師、リハビリスタッフなどと相談し、必要に応じて地域の関係機関や専門の相談機関をご紹介します。

例えばこんなとき・・・

- ① 介護保険や障害福祉サービスの利用について
- ② 医療費や生活費のことが心配
- ③ 退院後の生活について
- ④ 施設入所について
- ⑤ 療養生活上のご意見・苦情受け付け等（各階に「意見箱」を設置しており、投書によりご意見・ご要望も受け付けています）
- ⑥ 医療安全について（専門の担当者がおります）

相談内容について、秘密は厳守いたします。

各ホール（病棟）担当の医療ソーシャルワーカーへお気軽にご相談下さい。

V. 特記事項

1. 入院中の他医療機関への受診について

入院中に他の医療機関（病院）を受診される場合は、必ず医師又は看護師へご相談ください。
基本的にお薬は、全て当院にてお渡しいたします。ただし、医師又は看護師の指示のもと、ご家族様が患者様の代わりに他の医療機関（病院）へお薬を取りに行かれる場合は、1F受付窓口にお立ち寄りください。

※1階受付で紹介状（診療情報提供書）を提供いたしますので受診先（病院）へ提出して下さい。

※受診先の医療機関へ診療情報提供書を提出しなかったことによる治療上のトラブルについては、当院は責任を負いかねます。

<注意事項>

1) 外出・外泊中の急な受診の際は、病院へ電話連絡をお願いします。

※当院入院中に許可なく他科（病院・クリニック）へ受診した場合は、**全額患者様負担**となります。

電話番号：098-982-1777（代表）

（平日8:30～18:00、土曜日8:30～12:30）

※上記の時間以外は、各入院病棟へご連絡下さい。

連絡先は「2頁、5電話の取り次ぎ」をご確認下さい。

2) 受診後の請求書または領収書を1階受付へご提出下さい。

2. 転倒の可能性について

当院では、患者様の生活の自立に向けて職員一同積極的に取り組んでおります。
一般に患者様が認知障害を有する場合には、転倒の危険性が高まります。

またリハビリ訓練により患者様の行動レベルが向上するにしたがって、逆に転倒の危険性が増大することがあります。

その際、当院の明かなる過失による事故以外に関しましては、保証の限りではありませんので、ご理解いただけますようお願いいたします。

3. 個人情報の保護について

患者さんの個人情報の保護について

当院では、患者さんに安心して医療を受けていただくために、安全な医療をご提供するとともに、患者さんの個人情報の取り扱いにも、万全の体制で取り組んでいます。

★個人情報の利用目的について

当院では、患者さんの個人情報を別記の目的で利用させていただいております。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて患者さんからの同意をいただくこととしておりますのでご安心ください。

★個人情報の開示・訂正・利用停止等について

当院では、患者さんの個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って進めております。

手続きの詳細のほか、ご不明な点については、窓口までお気軽にお尋ねください。

院 長

<別記>

当院における患者の個人情報の通常の利用目的

【病院での利用】

- ◆ 患者等に提供する医療サービス
- ◆ 医療保険事務
- ◆ 患者にかかわる管理運営業務のうち、
 - －入退院等の病棟管理
 - －会計・経理
 - －医療事故等の内部的報告
 - －当該患者の医療サービスの向上

【院外への情報提供】

- ◆ 患者等に提供する医療サービスのうち、
 - －他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者 等との連携
 - －他の医療機関等からの照会への回答
 - －患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託—家族等への病状説明
- ◆ 医療保険事務のうち、
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ◆ 企業等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、企業等への診断結果の通知
- ◆ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

【その他】

- ◆ 医療機関等の管理運営業務のうち、
 - －医療・介護サービスや業務の維持
- ◆ 改善のための基礎資料
 - －当院内において行われる医療実習への協力
 - －医療の質の向上を目的として当院内で行われる症例研究
 - －外部監査機関への情報提供

- 1 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたいものがある場合には、その旨をお申し出下さい。
- 2 お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
- 3 これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更することが可能です。

平成 24 年 10 月 1 日改訂

VI. 医療法人タピックの理念など

1.医療法人タピック 理念

T:Total [総合性]：患者さんを心と体、社会性という総合的な存在として捉える総合医療

A:Academic [探求性]：未踏の分野を目指し探求する専門家集団

P:Popular [患者の立場]：原点は病む心への援助

I:International [国際性]：視界をアジア・世界に向ける

C:Centurial [21世紀にふさわしい]：新世紀の担い手

2.医療法人タピックが目指す7つのリハビリテーションと回復期リハビリテーション病棟の基本姿勢

〈医療法人タピックが目指す7つのリハビリテーション〉

総合リハビリテーション：子どもから高齢者まで、亜急性期から回復期・在宅までにわたるリハビリテーション

地域リハビリテーション：病院、老健、訪問看護ステーション、在宅介護支援センターを中軸に諸機関と手をつなぎ、障害を持っても地域で安心して暮らせる地域医療システム

自然リハビリテーション：沖縄の海洋資源などの自然と農・漁業を活用するリハビリテーション技術の創出

心理リハビリテーション：障がいを持った人の心の側面を重視した心理サポートシステム

国際リハビリテーション：リハビリテーションを通してアジア・世界の人々につながる国際交流と人材育成

旅行リハビリテーション：旅は、脳とところと体を同時に活性化する。空間移動の喜び、自信の回復と新たな出会いの場

スポーツリハビリテーション：運動能力向上効果と愉しみ。健康保持、病気予防の武器となり、認知症とがん発症の抑制。生活の軸、人生の支え

〈回復期リハビリテーション病棟の基本姿勢〉

私達回復期リハビリテーション病棟はICF（国際生活機能分類）に基づいて、最適なりハビリテーション（その人らしく生きる能力の回復）を実践し、ADL（日常生活動作）とQOL（生活の質）の向上を図り、健康的な社会生活への早期復帰を目指します。

3.職業倫理指針

1. 私たちは、患者さんとその家族の人格を尊重し、奉仕します。
2. 私たちは、患者さんの知る権利と自己決定の権利を尊重し、擁護します。
3. 私たちは、患者さんのプライバシーを尊重し、個人情報の保護に努めます。
4. 私たちは、常に自らも研鑽に努め、安心して信頼される最善の医療が提供できるように心がけます。
5. 私たちは、互いに専門性を尊重し、尊敬し合い、良い協力関係を築き、最善の医療の実施に向け、チーム医療を推進します。
6. 私たちは、医療従事者としての自覚と責任を持ち、医療の公共性を重んじ、地域貢献に努めます。
7. 私たちは、常に患者さんの権利とプライバシーを尊重し、人間を直接対象とした医療及び医学の研究を行います。

4.患者さんの権利・患者さんの責務

〈患者さんの権利〉

1. 良質な医療を受ける権利

差別されること無く、良質で最善の医療を公平に受ける権利があります

2. 選択の自由・自己決定の権利

治療方法やケアの内容などを自らの意思で選択し、決定する権利があります

3. 情報に対する権利

自己に対する情報が提供されること、判断に必要な医学的な情報が提供されること
セカンドオピニオンが受けられることなど病気や治療について、納得できるまで十分な説明と情報提供を受ける権利があります（ただし、病状への悪影響や記録に含まれる第三者についての秘密漏えいの恐れがあると判断される場合は提供されないこともあります）

4. 守秘義務に対する権利

個人情報やプライバシーが守られる権利があります

5. 尊厳に対する権利

一人の人間としての尊厳を保ち、その人格や価値観などを尊重される権利があります

6. 宗教的支援に対する権利

患者さんは、信仰する宗教の聖職者による支援を含む、精神的、道徳的慰問を受けるか受けないか決める権利があります

7. 他の意見を聞く権利

診断や治療について、他の医師の意見を聞くことができます

〈受診される方やご家族の責務〉

1. 良質な医療が受けられるよう、健康に関すると思われる情報を医療提供者に対し、正確に伝えてください
2. いかなる理由があろうとも他の患者さんや医療従事者への暴言・暴力行為は許されることではありません。社会人として節度のある行動を望みます
3. 診療に要する費用について、説明を受けることができるとともに、医療費を適正に支払う責務があります